

児童福祉法等の一部を改正する法律の成立に関するコメント

本日27日、国会において児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。本法律では、法施行後5年を目途として、中核市が児童相談所を設置できるよう、政府が設置に係る支援等を行うことが盛り込まれています。

本会としては、法案の検討段階から児童相談所の設置に係る課題の解決や必要な支援策の実施について、国における責任を持った対応を要請してきたものであり、今般の改正法は一定の配慮が示されたと認識し、塩崎厚生労働大臣始め関係各位の大変なご労苦に対し、深く敬意を表します。

一方で、中核市については、都道府県との関係・人口・面積・財源など各市の状況は大きく異なっており、児童相談所設置のための支援等については、各市の意見を十分に聴きとった上で、今後も丁寧な議論を積み重ね、財源確保、専門的人材の育成・確保、国や都道府県との役割の明確化等継続的かつ安定的な支援措置が具体的に示されることを強く求めます。

平成28年5月27日

中核市市長会会長 奈良市長 仲川 げん